

令和5年度運営指導の結果について

～自主点検表等で点検を実施しましょう～

複数の介護サービス事業所等を運営している事業者におかれましては、運営指導で指摘となった事項について、全ての介護事業所等に周知し、情報共有に努めてください。

青森市 福祉部 指導監査課

令和5年度 介護サービス事業者等集団指導

この資料で使用するサービス区分（略称）について

略称	サービス等名称
訪問系	訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
通所系	通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護
短期系	（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護
多機能系	（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護
福祉用具	（介護予防）福祉用具貸与、特定（介護予防）福祉用具販売
介護支援	居宅介護支援、介護予防支援
居住系	（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
施設系	介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院
老福	養護老人ホーム、軽費老人ホーム

各ページについて、説明内容が該当するサービス等については、次の例のように大枠・着色で略称を表示しています。

例) 施設系の場合

訪問系	通所系	短期系	多機能系	福祉用具	介護支援	居住系	施設系	老福
-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	----

1

本資料の見方について説明します。

上の表は、各介護サービス等の内容の類似性に着目して独自に9つに分類したもので、それぞれの分類（サービス区分）に「訪問系」「通所系」など略称を設けています。

本資料4ページ以降では、大きな項目ごとの最初のページ右上にこの略称を横一列に記載していますが、特に、大枠・着色で表示のある略称は、当該項目の説明内容が該当するサービス区分を示しています。

たとえば、「施設系」が大枠・着色で表示のある項目は、介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院のサービス等に関する説明内容であることを示します。

このように、何のサービス等に関する説明内容であるかをひと目で把握できますので、ご活用ください。

令和5年度に運営指導を行った介護サービス事業所の約5割の事業所に対して改善報告を求めています。

サービス種別	実施件数	左記のうち要改善報告	左記のうち要報酬返還	サービス種別	実施件数	左記のうち要改善報告	左記のうち要報酬返還
訪問介護	22	12	7	(介護予防)認知症対応型共同生活介護	20	8	3
訪問入浴介護	2	0	0	(介護予防)短期入所生活介護	2	1	0
(介護予防)訪問看護	5	2	1	(介護予防)短期入所療養介護	4	1	0
(介護予防)訪問リハビリテーション	1	1	0	介護老人福祉施設	5	0	0
(介護予防)通所リハビリテーション	3	1	0	介護老人保健施設	4	1	0
通所介護	4	2	0	(介護予防)地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	2	2	0
地域密着型通所介護	6	4	0	居宅介護支援	11	5	1
(介護予防)認知症対応型通所介護	2	1	0	介護予防支援	3	1	0
(介護予防)福祉用具貸与	3	3	0	合計	102	48	12
特定(介護予防)福祉用具販売	3	3	0				

※ 令和5年6月から令和6年1月実施分

令和5年6月から令和6年1月まで実施した運営指導の実施件数となります。

102事業所に対し運営指導を実施しましたが、48事業所(約5割)に改善報告を求める結果となりました。

そのうち12事業所については、報酬算定の解釈誤り等がありましたので、自主点検による過誤調整を指導しています。

過誤調整を指導した事業所は、昨年度(7事業所)より増加しています。

令和5年度主な指摘事項等

項目	解説 ページ
高齢者虐待防止に関すること	4
記録の整備(研修)に関すること	5
サービスの提供の記録に関すること	6
居宅サービス計画に関すること	7~8
地域との連携に関すること	9
領収証の交付に関すること	10~11
報酬返還指導事例について	12~18
運営状況の自主点検	19

今年度の主な指摘事項についての説明です。
こちらは、本資料の目次です。見返す際の参考にご活用ください。

訪問系	通所系	短期系	多機能系	福祉用具	介護支援	居住系	施設系	老福
-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	----

問題点・指導事例

【問題点】

一部の従業員に対して高齢者虐待防止に関する研修を行っていない。

【指導事例】

全従業員に対して、高齢者虐待の防止等のための措置として、**研修を定期的に実施**すること。

※ 研修を欠席した従業員に対しても、資料配付のみに留めず、別日での研修実施や個別説明を行い、実施状況が把握できるよう、実施記録を整備することが望ましい。



以下の取組みが令和6年度から義務付けられています。

※研修の回数は、サービスによって異なります。

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から

- ①虐待防止のための対策を検討する**委員会を定期的に開催**、その結果を**職員へ周知**
- ②虐待防止のための**指針の整備**
- ③全従業員に対して、虐待防止のための**研修を定期的に実施**
- ④虐待防止のための措置を適切に実施するため**担当者を置く**

高齢者虐待防止対策についてです。

研修は行われているものの、職種によって対象とされていない従業員がいるといった事例が見受けられました。

高齢者虐待防止の研修については、給食業務、夜間対応の職員等を含む全従業員を対象として定期的に実施することとされています。

また、実施記録を整備し、研修の受講状況や欠席した場合の個別説明の実施状況を把握してください。

【令和6年度から義務付けられる取組】

虐待防止のための定期的な研修の実施に加え、

- ・虐待防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催、その結果について職員へ周知徹底を図ること
- ・虐待防止のための指針を整備すること
- ・上記に掲げる虐待防止のための措置を適切に実施するための担当者を置くこと

研修記録		(作成例)	
令和●年●月●日			
所属		氏名	
研修名			
日時	令和●年●月●日、 9:00~ 9:30		
会場	A会議室		
講師	管理者 ○○ ○○		
参加者	○○、○○、○○、○○、○○、○○、○○、		
研修内容			
備考	欠席者 △△ (12/10)、▲▲ (12/10)、□□ (12/13) ※ () 内伝達研修実施日		

高齢者虐待防止の研修に限らず、研修については参加者や実施状況を記録し、従業員の受講状況を把握することも大切です。



参加者の記載のほか、欠席者についてのフォロー（いつ、誰に、どのように対応したか）を記録

別紙資料1もご覧ください。

研修記録の作成例となりますので、今後の記録の整備時に参考にしてください。

高齢者虐待防止の研修に限らず、研修については参加者や実施状況を記録し、従業員の受講状況を把握することも大切です。

参加者の記載のほか、欠席者についてのフォロー（いつ、誰に、どのように対応したか）を記録するようにお願いします。

また、別紙資料1もご覧ください。

問題点・指導事例

【問題点①】（訪問介護のみ）

サービス提供の記録はあるが、一部の通院介助の記録に利用者の心身の状況その他必要な事項を記録していない。

【問題点②】

一部の利用者について、サービス提供の記録の記載漏れがある。

【指導事例①、②】

サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録すること。



※ 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。

※ サービス提供の完結の日から2年間保存すること。

※ ①について、院内介助を行う場合には、病院のスタッフによる院内での介助を得られない状況を確認するため、行ったサービスの内容を記録すること。

サービス提供の記録についてです。

利用者について、サービス提供の記録の記載漏れが多く見受けられました。また、訪問介護において、特に通院介助のサービス提供記録に利用者の心身の状況その他必要な事項を記録していないケースが多く見受けられました。

サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録してください。

【留意点】

- ・ サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録
- ・ 利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供し、サービス提供の完結の日から2年間保存
- ・ 問題点①について、院内介助を行う場合には、病院のスタッフによる院内での介助を得られない状況において訪問介護員が行ったサービスの内容を記録

問題点・指導事例

【問題点】

一部の利用者に対する居宅サービス計画について、医療系サービスの利用希望があった場合に、**主治の医師等の意見を求めていることが確認できない。**

【指導事例】

訪問看護、通所介護リハビリテーション等の医療系サービスについては、**主治の医師又は歯科医師がその必要性を認めたものに限られる**ものであることから、これらのサービスを位置付ける場合には、主治の医師等の指示及び留意事項について確認すること。
また、当該意見を踏まえて作成した**居宅サービス計画を主治の医師等に交付**すること。



医療系サービスを居宅サービス計画に位置付ける場合の留意点

- ※ 利用者の同意を得て、主治の医師等の意見を求める。
- ※ 意見を求めた主治の医師等に、居宅サービス計画を交付
- ※ 特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療系サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。**(令和6年度改正)**

居宅サービス計画についてです。

医療系サービスの利用希望があった場合に、主治の医師等の意見を求めていることが確認できないケースが見られました。

【医療系サービス】

訪問看護、訪問リハ、通所リハ、居宅療養管理指導、定期巡回・随時対応型訪問介護看護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）及び看護小規模多機能型居宅介護（訪問看護サービスを利用する場合に限る。）

利用者がこれらの医療系サービスを希望している場合その他必要な場合には、介護支援専門員は、あらかじめ、利用者の同意を得て主治医の意見を求めるとともに主治医等との連携に資するよう、当該意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治医等に交付する必要があります。（交付の方法については、対面のほか、郵送やメールなどでも構いません。）

特に、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、医療機関からの退院患者において、退院後のリハビリテーションの早期開始を推進する観点から、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、速やかに医療系サービスを含む居宅サービス計画を作成することが望ましい。（令和6年度改正）

問題点・指導事例

【問題点】

居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者のうち、一部の事業者から個別サービス計画の提出を受けていない。

【指導事例】

居宅サービス計画に位置付けた全事業者から個別サービス計画の提出を求め、居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性や整合性について確認すること。



※ 介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた全事業者と継続的に連携し、意識の共有を図ることが重要

※ 居宅サービス計画と個別サービス計画の連動性や整合性の確認については、居宅サービス計画を全事業者に交付した時に限らず、必要に応じて行うことが望ましい。

居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者のうち、一部の事業者から個別サービス計画の提出を受けていないケースについてです。

事業者に居宅サービス計画を交付した時は、事業者に対し、個別サービス計画の提出を求めてください。

サービス担当者会議の前に居宅サービス計画の原案を担当者に提供し、サービス担当者会議に個別サービス計画案の提出を求め、サービス担当者会議において情報の共有や調整を図るなどの手法も有効です。

問題点・指導事例

【問題点】

運営推進会議（地域・医療連携推進会議）の開催記録を公表していない。

【指導事例】

運営推進会議を開催したときは、ホームページへの掲載、事業所内の備付け等により議事録を公表すること。



- ※ 議事録は、2年間保存すること。
- ※ 記録には開催日時とメンバー氏名及び出欠について必ず記載すること。
- ※ 運営推進会議の議事録については、活動状況の報告、評価、要望、助言等について記録を作成し、市（介護保険課）に提出すること。
- ※ 運営推進会議の記録は、事業所内の窓口やホームページ等への掲載などで公表すること。
- ※ 公表に当たっては、個人情報の取り扱いに十分配慮すること。

地域との連携についてです。

運営推進会議（地域・医療連携推進会議）の開催記録を公表していないケースが多く見受けられました。

運営推進会議を開催したときは、ホームページへの掲載、事業所内の備付け等により議事録を公表してください。

【留意点】

- ・ 議事録は、2年間保存
- ・ 記録には開催日時とメンバー氏名及び出欠について必ず記載
- ・ 運営推進会議の議事録については、活動状況の報告、評価、要望、助言等について記録を作成し、市（介護保険課）に提出
- ・ 運営推進会議の記録は、事業所内の窓口やホームページ等への掲載などで公表
- ・ 公表に当たっては、氏名の部分を黒塗りするなどし、個人情報の取り扱いに十分配慮

問題点・指導事例

【問題点】（施設系以外の介護サービス共通）

- ① 領収証を交付しているが、医療費控除の対象となる利用者（訪問看護、訪問リハビリテーション等医療系サービスを併せて利用している者等）か否かの確認をせず、すべての領収証に医療費控除の額を記載している。
- ② 領収証を交付しているが、医療費控除の対象となる利用者の領収証に当該控除の額を記載していない。

【指導事例①、②】

利用者に交付する領収証の記載に当たっては、当該利用者の居宅サービス計画に、訪問看護、訪問リハビリテーション等医療系サービスが位置付けられていることを確認した上で、領収証に居宅介護支援事業者名（介護予防支援事業者名）及び医療費控除の額を記載すること。

別紙資料3もご覧ください。

領収証の交付についてです。

医療費控除の対象となる利用者の領収証に医療費控除の額を記載していなかったり、対象とならない利用者の領収証に当該控除の額を記載しているといったケースが多く見受けられました。

【留意点】

- 利用者に交付する領収証の記載に当たっては、
- ・当該利用者の居宅サービス計画に、訪問看護、訪問リハビリテーション等医療系サービスが位置付けられていることを確認する。
 - ・領収証に居宅介護支援事業者名（介護予防支援事業者名）及び医療費控除の額を記載する。

また、施設系サービスの事業所が交付する領収証についてもまとめていますので、別紙資料2もご覧ください。

領収証の交付

訪問系	通所系	短期系	多機能系	福祉用具	介護支援	居住系	施設系	老福	有老
-----	-----	-----	------	------	------	-----	-----	----	----

医療系サービスと併せて利用していることが確認できるよう、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者においては、以下の点に留意する必要があります。

居宅介護支援事業者等は次のいずれかの方法により居宅介護サービス事業者等に連絡すること。

- ア サービス提供票の欄外等に医療系サービスの利用予定日、事業者名等を記入した上で居宅介護サービス事業者等に交付
- イ 介護保険給付外サービスについても居宅サービス計画に位置付けるとともに、サービス利用票又は週間サービス計画表等に介護保険給付対象分と区分し保険対象外費用を記入し、利用者負担額等について説明し同意を得、介護サービス事業者に通知

※ 「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」(H12.11.16老振発第73号：最終改正H30老振発0928第2号・老老発0928第3号)をご確認ください。

※ (介護予防)小規模多機能型居宅介護事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者が居宅サービス計画を作成する場合も上記に準じて行います。

医療系サービスと併せて利用していることが確認できるよう、居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者におかれましては、「介護保険制度下での介護サービスの対価に係る医療費控除の取扱いに係る留意点について」(H12.11.16老振発第73号：最終改正H30老振発0928第2号・老老発0928第3号)をご確認ください。

報酬算定において、解釈誤り等による不正には当たらない誤りなどが確認された場合、最大で過去5年間分について、介護給付費の自主点検を行い、適正な請求に修正するよう指導します。

報酬算定については、以下の内容を参考に要件等を遵守してください。

- ◆厚生労働省の告示及び留意事項通知を必ず確認し、不明な点は介護保険課へ確認する。
- ◆市販されている書籍等を活用して理解を深める。
- ◆加算の要件については、年度替わり、事業所の人員体制が変わった場合など、自主点検を行う。
- ◆届出のみならず、加算要件を満たしていることを、事業所自ら説明できるよう書類の整備を行う。

次ページからは、今年度実施した運営指導において介護給付費の自主点検を指導した事例についてです。

運営指導において、不正には当たらない報酬算定の誤りなどが確認された場合、最大で過去5年間分の過誤調整をすることとなります。

報酬算定につきましては、厚生労働省の告示及び留意事項通知を必ず確認し、介護保険課への確認、市販されている書籍等を活用して理解を深めるとともに、加算の要件につきましては、年度替わり、事業所の人員体制が変わった場合など、自主点検を行うようお願いします。

また、加算の算定に当たっては、届出時のみならず、それ以降も加算要件を満たしていることを、事業所自ら説明できるよう書類の整備を行ってください。

13ページ以降は、報酬算定の自主点検と報酬返還指導事例についてです。

問題点・指導事例

【問題点①】

特定事業所加算を算定しているが、訪問介護員ごとに作成した研修計画に基づく研修を実施していない。

【指導事例①】

特定事業所加算を算定する場合は、すべての訪問介護員等に対し、訪問介護員ごとに研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施すること。



① 個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めること。

② 毎年度、少なくとも次年度が始まるまでに計画を定めること。

※ 管理者は研修目標達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善措置を講じること。

※ 居宅介護支援における特定事業所加算に係る研修計画も同様とする。

特定事業所加算に係る指導事例です。

特定事業所加算の算定要件の一つである、すべての訪問介護員等に対し個別の研修計画を策定していないケースについては、以前からも指導事例として掲載しておりますが、今年度も同様の事例が見受けられました。

研修の実施に当たっては、

○すべての訪問介護員等に対して、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定める。

○研修計画については、毎年度、少なくとも次年度が始まるまでに計画を定める。

○管理者は研修目標達成状況について適宜確認し、必要に応じて改善措置を講じる。

また、令和6年度から加算要件の改正もありますので、特定事業所加算を算定している事業所におかれましては、研修計画のみならず、加算を算定するにあたっての要件について改めて確認をお願いします。

問題点・指導事例

【問題点②】

- ・ 自家用自動車有償運送の許可を受けていない者が有償運送を行っている。
- ・ ぶらさがり許可の更新忘れにより有効期間が切れた状態で有償運送を行っている。

【指導事例②】

有償運送許可を得ていない者による運送を伴うサービスは、介護報酬の対象とならないため、自家用自動車による有償運送は、許可を得ている者が行うこと。

また、継続してぶらさがり許可による有償運送を行う場合は、期限が切れる1ヶ月前までに更新申請をする必要があるため、適切に管理を行うこと。



2種免許保有者が事業用車以外の自家用自動車を運転し有償運送を行う場合も、講習受講と有償運送の許可を得る必要があります。

訪問介護事業所の他の訪問介護員等が運転する車両を使用し、**身体介護中心型による通院介助**を行う場合についても、市（介護保険課）への通院等乗降介助算定に関する**届出**が必要です。

自家用自動車有償運送の許可を受けていない者または許可の有効期間が切れている者が有償運送を行っているという事例です。

有償運送許可を得ていない者による運送を伴うサービスは、介護報酬の対象とならないため、自家用自動車による有償運送は、許可を得ている者が行ってください。また、継続してぶらさがり許可による有償運送を行う場合は、期限が切れる1ヶ月前までに更新申請をする必要があるため、事業所で適切に管理を行ってください。

なお、2種免許保有者が事業用車以外の自家用自動車でも有償運送する場合も、講習受講と有償運送の許可を得る必要がありますのでご注意ください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の提出についても誤りが見受けられますので、再度ご確認ください。

訪問介護事業所の他の訪問介護員等が運転する車両を使用し、身体介護中心型による通院介助を行う場合についても、市（介護保険課）への通院等乗降介助算定に関する届出が必要となりますので、ご注意ください。

問題点・指導事例

【問題点③】

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催していない。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備していない。
- ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施していない。

【指導事例③】

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ③ 介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回以上実施すること。また、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施すること。



身体的拘束等の適正化のための措置（①～③及び身体的拘束等を行う場合の記録）が講じられていない事実が生じた場合、**身体拘束廃止未実施減算**の対象となるため、市（介護保険課）に改善計画を提出するなど必要な手続きを行う必要があります。

身体的拘束等の適正化についての指導事例です。

上記問題点のとおり、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていないケースが見受けられました。

身体的拘束等の適正化のための措置（①～③及び身体的拘束等を行う場合の記録）が講じられていない事実が生じた場合、身体拘束廃止未実施減算の対象となるため、市（介護保険課）に改善計画を提出するなど必要な手続きを行う必要があります。

問題点・指導事例

【問題点④】

- ① 医療連携体制加算を算定しているが、**重度化した場合における対応に係る指針**を定めていない。
- ② **入居の際に**利用者又はその家族等に対して当該指針の内容を**説明**し同意を得ていない。

【指導事例④】

医療連携体制加算については、重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し同意を得ること。



重度化した場合における対応に係る指針に盛り込むべき項目としては、

- ①急性期における医師や医療機関との連携体制
 - ②入院期間中の当該施設における居住費・食費の取扱い
 - ③看取りに関する考え方、本人等との話し合いや意思確認の方法等の看取りに関する指針
- 等とし、重要事項説明書に盛り込む又は補足資料として添付することが望ましい。

医療連携体制加算についての指導事例です。

上記問題点のとおり、医療連携体制加算の要件を満たしていないまま算定しているケースが見受けられました。

医療連携体制加算の算定にあたっては、医療機関との連携体制を整備するとともに、重度化した場合における対応に係る指針を定め、入居の際に、指針の内容を説明し、同意を得ている必要があります。

問題点・指導事例

【問題点⑤】

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成に当たり、利用者が複数の指定居宅サービス事業者等の照会を求めることが可能であることや、居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者等を選定した理由の説明を求めることが可能であることについて、一部の利用者へ口頭による説明のみで行われている。

【指導事例⑤】

介護支援専門員は、利用申込者及びその家族に対し、下記の説明を行うこと。
利用者が介護支援専門員に対して、

- ・ 複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること。
- ・ 居宅サービス計画原案に位置付けた 居宅サービス事業者等の選定の理由の説明を求めることが可能であること。



説明を行う際には、

- ・ 文書を交付すること。
- ・ 理解したことについて必ず 利用申込者から署名を得ること。

居宅介護支援の居宅サービス計画についての指導事例です。

居宅サービス計画（ケアプラン）の作成に当たり、文書を交付して説明を行っていない問題点です。

介護支援専門員は、利用申込者及びその家族に対し、下記の説明を行ってください。
利用者が介護支援専門員に対し、
○複数の居宅サービス事業者等の紹介を求めることが可能であること。
○居宅サービス計画原案に位置付けた居宅サービス事業者等の選定の理由の説明を求めることが可能であること。

説明を行う際には、下記の内容も必要です。

- ・ 文書を交付する。
- ・ 理解したことについて必ず利用申込者から署名を得る。

その他

サービス等名称	問題点	指導事例
訪問介護	一部の利用者について、訪問 <u>介護計画を作成せず</u> に報酬を請求している。	訪問介護計画の作成に当たっては、利用者の状況を把握・分析し、訪問介護の提供によって解決すべき問題状況を明らかにし（アセスメント）、これに基づき、援助の方向性や目標を明確にし、担当する訪問介護員等の氏名、訪問介護員等が提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにすること。
（介護予防）認知症対応型共同生活介護	夜間支援体制加算（Ⅱ）について、夜間および深夜の時間帯の介護従業者等の <u>配置が加算算定要件を満たしていない</u> 月がある。	夜間支援体制加算（Ⅱ）については、夜間及び深夜の時間帯を通じて1の介護従業者を配置している場合において、それに加えて常勤換算方法で1以上の介護従業者又は1以上の宿直勤務に当たる者を配置した場合に算定すること。

その他の報酬返還事例として、上記の表中に掲載していますので、ご確認ください。

運営状況の自主点検

利用者に適切なサービスを提供するためには、**事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、基準や条例の内容が守られているか常に確認することが必要**です。

市では、サービス事業ごとに、法令、関係通知等をもとに運営上必要な事項を点検するための自主点検表を作成しています。少なくとも**年に1度は点検を実施**するようお願いします。

その他

青森市が実施した運営指導における指導事例については、青森市ホームページに掲載し、定期的に更新しておりますので、事業運営の参考としてください。

※「自主点検表」「運営指導における指導事例」掲載場所

青森市ホームページ (<https://www.city.aomori.aomori.jp>)
ホーム > 福祉・健康 > 事業者のかたへ > 福祉・介護事業者
> 高齢福祉・介護サービス事業 > 指導・監査等

利用者に適切なサービスを提供するためには、事業者自らが自主的に事業の運営状況を点検し、基準や条例の内容が守られているか常に確認することが必要です。

【運営状況の自主点検】

市では、サービス事業ごとに、法令、関係通知等をもとに運営上必要な事項を点検するための自主点検表を作成しています。少なくとも年に1度は点検を実施するようお願いします。

【運営指導における指導事例】

青森市が実施した運営指導における指導事例については、青森市ホームページに掲載し、定期的に更新しておりますので、同様の事例の有無について自己点検を実施し、該当がある場合は適切に是正又は改善するようお願いします。

また、複数の介護サービス事業所等の運営を行っている事業者は、指導を受けた内容を他の事業所と共有し、同様の指導を受けることがないよう適切に是正又は改善するようお願いします。

自主点検表、指導事例、共に青森市ホームページに掲載していますので、ご確認ください。